

一般財団法人 社会変革推進財団 資金運用規程
(2020年2月26日制定)

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人社会変革推進財団が定款第5条、第6条及び第7条に基づき行う、財産の運用管理に必要な事項について定める。

第2条（対象となる財産）

この規程の対象となる財産は、基本財産及びその他の財産のうち業務に支障をきたさない範囲の金銭（以下、「余裕金」という。）とする。

第3条（運用方針）

財産運用においては安全を旨とし、満期のある資産に対しては基本的に満期まで保有する。

第4条（リスク原則）

財産運用においては、信用リスク、価格変動リスク、流動性リスクなどの各種リスクに十分配慮し、定期的な管理を実施する。

第5条（基本財産の運用対象）

基本財産の投資対象は以下の資産とする。

- ・ 円貨預貯金

第6条（余裕金の運用対象）

余裕金の運用対象は以下の資産とする。ただし、当分の間、運用対象は円貨預貯金に限定する。

- ・ 円貨預貯金
- ・ 円貨債券（国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、社債）
- ・ 信託業務を行う銀行への金銭信託

第7条（債券の投資適格基準）

債券投資を行う際には、以下の格付基準を満たす債券を対象とする。

- ・ 国債、地方債、政府保証債を除く債券については、Moody's、S&P、JCR、R&Iの4社の格付け機関において、少なくとも1社でA格以上の格付を取得していること。

第8条（債券のロスカットルール）

債券の格下げ等により、本規程第7条に定める投資適格基準を維持できなくなった場合または、維持できない可能性が高まったと判断される場合には、総務部担当理事は理事長、専務理事と協議のうえ、対応を決定する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

本規程は、2020年2月26日から施行する。